

栃木県次期防災情報システム整備に係る調査・設計業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

令和6(2024)年2月13日

栃木県次期防災情報システム整備に係る調査・設計業務を委託するに当たり、次のとおり公募型プロポーザルを実施します。

1 委託業務の概要

(1) 委託業務名

栃木県次期防災情報システム整備に係る調査・設計業務

(2) 委託業務の内容

別添「栃木県次期防災情報システム整備に係る調査・設計業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。) のとおり。

(3) 委託業務の履行期間

契約締結の日から令和7(2025)年12月19日(金)まで

(4) 委託契約金額の上限

104,885,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

(5) 担当課(事務局)

危機管理防災局危機管理課危機・防災情報担当

〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田1-1-20 栃木県庁本館8階

電話：028-623-2133

メール：kikikanri@pref.tochigi.lg.jp

2 栃木県次期防災情報システム整備に係る調査・設計業務委託公募型プロポーザル(以下「プロポーザル」という。)への参加資格

参加者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札参加者の資格)に規定する者に該当しない者であること。

(2) 競争入札参加資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、入札参加資格を有するものと決定された者であること。なお、資格を有していない者は、企画提案書の提出期限までに当該資格を取得すること。

(3) 本プロポーザルの公告日から契約の相手方の決定日までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中ではない者であること。

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申し立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申し立て、または破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申し立てが行われている者でないこと。

- (5) 栃木県暴力団排除条例（平成 22 年栃木県条例第 30 号）第 2 条第 1 号又は同条第 4 号の規定に該当しない者であること。
- (6) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

### 3 プロポーザル実施の手続

#### (1) 実施スケジュール

実施要領等の公表	: 令和 6 (2024) 年 2 月 13 日 (火)	
質問受付期限	: 令和 6 (2024) 年 2 月 28 日 (水)	15 時必着
質問に対する回答	: 令和 6 (2024) 年 3 月 6 日 (水)	予定
参加表明書の提出期限	: 令和 6 (2024) 年 3 月 11 日 (月)	15 時必着
参加資格の確認通知	: 令和 6 (2024) 年 3 月 15 日 (金)	予定
企画提案書の提出期限	: 令和 6 (2024) 年 4 月 25 日 (木)	15 時必着
審査会(プレゼンテーション)	: 令和 6 (2024) 年 4 月 30 日 (火)	予定
審査結果の通知・公表	: 令和 6 (2024) 年 5 月 10 日 (金)	予定

#### (2) 実施内容等に関する質疑及び回答

プロポーザルに参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書（別記様式 1）により受け付けます。

ア 受付期限：令和 6 (2024) 年 2 月 28 日（水）15 時必着

イ 提出方法：郵送又は電子メールにより、1 (5) に提出すること。

ウ 回答期日：令和 6 (2024) 年 3 月 6 日（水）予定

エ 回答方法：質問及び回答を取りまとめの上、栃木県ホームページに掲載します。

#### (3) 参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、ウを提出してください。

ア 提出期限：令和 6 (2024) 年 3 月 11 日（月）15 時必着

イ 提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る。）により、1 (5) に提出してください。

また、提出した旨を電子メールにより、1 (5) に連絡してください。

ウ 提出物：参加表明書（別記様式 2）

参加資格確認書（別記様式 3）

※ 参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、企画提案書の提出期限までに辞退届（様式任意）を提出してください。

#### (4) 参加資格の確認

参加表明書の提出者に対して、参加資格の確認を行い、その結果を通知します。ただし、企画提案書の受付期間において参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失うものとします。

ア 通知日：令和 6 (2024) 年 3 月 15 日（金）予定

イ 通知方法：電子メール

(5) 企画提案書の作成

企画提案書は、仕様書を熟覧の上、次のとおり作成してください。

ア 様式及び記載順序は任意としますが、必ず次の事項を含めて作成してください。(片面、カラー印刷)

(ア) 企画提案内容

仕様書の内容を踏まえ、企画提案内容には下記の内容を含めてください。

- ・本業務に対してどのような考えで取り組むか。取り組む上で、参加者の特色、強みをどのように生かすことができるか。
- ・栃木県次期防災情報システムの施工・導入に係る仕様書(本業務の成果品)について、どのような項目を記載することを想定しているか。また、その項目を記載するため、どのような調査を実施することを想定しているか。
- ・調査結果やシステムの将来構想等をどのように整理するか。また、その結果を発注者及び関係者にわかりやすく示すため、どのような工夫をすることができるか。

(イ) 業務実施人員体制

A4版：2枚

(ウ) 類似業務の実績

A4版：1枚

(エ) 実施計画及び全体のスケジュール

A4版：1枚

(オ) 見積額(総額、内訳、諸経費、消費税を明記してください。)

A4版：1枚

イ 企画提案書は、1者1提案のみとします。

ウ 企画提案書の提出部数は、正本1部、副本6部とします。なお、審査の公正を期すため、副本には参加者名(参加者名を容易に類推させる表示を含む)を記入しないでください。

エ 提出の際に、栃木県知事宛ての見積書の正本1部(代表者印を押印)を提出してください。

(6) 企画提案書等の提出

企画提案書等は次のとおり提出してください。

ア 提出期限：令和6(2024)年4月25日(木) 15時必着

イ 提出方法：持参又は郵送(書留郵便に限る。)により、1(5)に提出すること。

また、提出した旨を電子メールにより、1(5)に連絡すること。

ウ 提出物：企画提案書(正本1部、副本6部)

見積書(正本1部)

(7) 企画提案書等提出書類の取扱い

ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替は原則として認めません(審査に影響を与えない軽微なものを除く)。

イ 提出書類は、理由のいかんを問わず返却しません。

ウ 提出書類は、審査に必要な範囲において複製することがあります。

エ 企画提案書は、栃木県情報公開条例(平成11年栃木県条例第32号)に基づく公文書開示

請求の対象となります。

#### 4 委託候補者の選定

##### (1) 審査会(プレゼンテーション)

ア 開催日：令和6(2024)年4月30日(火)予定

イ 所要時間：1参加者当たり30分を予定(説明15分、質疑15分)

ウ 注意事項

(ア) 審査会の会場、集合時刻及び準備物等は、参加資格確認結果の通知と併せて連絡します。  
なお、各参加者のプレゼンテーションの順番は、事務局において厳正な抽選を行い決定します。

(イ) PC及びプロジェクターでのプレゼンテーションを予定しております(企画提案書と同一のものを表示)。

(ウ) 審査会は非公開とします。

##### (2) 審査基準

別表のとおりとします。

##### (3) 審査結果の通知

審査結果は、審査後速やかに参加者宛て通知するとともに、プロポーザル参加者数、契約候補者の名称等を栃木県ホームページに掲載します。なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

##### (4) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、当該参加者は失格となる場合があります。

ア 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合

イ 必要な記載又は書類が欠けていた場合

ウ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

エ 見積書記載金額が1(4)の額を超える場合

オ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

カ 審査要領で定める委員等に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合

キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

#### 5 契約の締結

(1) 選定された契約候補者と契約締結の協議を行います。

(2) 契約締結の協議においては、企画提案内容をそのまま実施することを約束するものではなく、企画提案書の内容の追加、変更又は削除を求めることがあります。

(3) 契約締結の協議が整わなかった場合、審査結果の上位の者から順に協議を行います。

(4) 契約書の作成に必要な経費は、全て受託者の負担とします。

## 6 その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出等プロポーザルの参加に要する経費は、すべて参加者の負担とします。
- (2) プロポーザル及び契約の手続き並びに委託業務の実施において、使用する言語は日本語、使用する通貨は円とします。
- (3) 企画提案書の著作権は参加者に帰属し、委託契約候補者が提出した企画提案書の著作権は、委託契約締結時点で栃木県に帰属するものとします。
- (4) 企画提案書に特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている内容を含む場合、当該権利の使用に係る調整は参加者が行うとともに、その使用に係る経費を委託料に計上してください。
- (5) 委託業務における制作物の著作権は、栃木県に帰属するものとします。委託契約期間終了後、栃木県が制作物を使用するに当たり制限がある場合には、企画提案書にその旨明記してください。
- (6) 企画提案書の提出をもって、参加者が実施要領の記載内容に同意したものとみなします。

## 7 特記事項

- (1) 栃木県議会において、令和6(2024)年度当初予算が原案どおり成立しなかった場合は、本事業を予告なく変更又は中止することがあります。
- (2) 本業務委託の受託者は、業務完了後に予定している次期防災情報システム構築業務委託の受託者となることはできません。

